

経営者の皆様及び法務ご担当者様へ

✓ひとつでも当てはまる方は、ぜひご参加ください!!

- 消費者法の概要を知りたい。
- 消費者法の改正で事業者にどのような義務が課されるのか知りたい。
- 消費者法改正にあたり、具体的に何を対策すべきか知りたい。

県内最大規模の総合法律事務所  
 弁護士法人  
**新潟第一法律事務所**  
 Niigata Daiichi Law Office

当事務所は、所属弁護士 24 名、新潟県内に 5 拠点（新潟・燕三条・長岡・新発田・上越）及び東京事務所をかまえる県内最大規模の法律事務所です。

弁護士法人 新潟第一法律事務所 主催 第82 回定期セミナー

相次ぐ改正に備える

消費者法の概要と改正にむけての対策を **弁護士が伝授!**

「顧客とのトラブルを回避する」事業対策セミナー  
 ～対消費者との契約で気をつけるべきこと～

先着  
**20名様**  
 限定

期 日 **5/9 (火) 15:00-16:30**

会 場 **技術士センタービルI 8階 A会議室**

〈新潟市中央区新光町10 番地 2〉

参加費 **4,000円** (税込) [当日、会場にて申し受けます]

※顧問先様・さむらいプラス会員様は、参加費 2,000 円

講師



弁護士法人新潟第一法律事務所  
**弁護士 飯平 藍子**

弁護士法人新潟第一法律事務所  
 新潟事務所所属。企業法務チームに所属し、法人破産等の事件を扱う。契約書の作成・チェックの経験豊富。

セミナーハイライト

消費者法は、近年改正が相次いでいます。  
 近年では**消費者の権利意識が高まり、法は消費者の保護に厚くなってきています**。逆に言うと、**事業者が果たすべき義務は次第に増えてきている**といえます。  
 事業者としては、消費者法の概要を把握した上で、改正の内容についても理解し、**対策を講じる必要があります**。  
 5月の定期セミナーでは、**消費者法の概要、最近の改正や現在検討されている改正内容等**について具体例を交えて分かりやすくご説明した上、**事業者として求められる対処策**についてお伝えします。  
 皆様方のご参加をお待ちしております。

参加ご希望の方は、お手数ですが、以下にご記入の上 **5/8 (月)** までにお申し込みください!!

**FAX 申込 → 以下をご記入の上お申し込みください! FAX:025-280-1552**

フリガナ  
 事業所名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
 お名前 \_\_\_\_\_

フリガナ  
 ご紹介者様のお名前 ( \_\_\_\_\_ )  
 \*ご紹介者様がいらっしゃる場合にはご記載ください。(いない場合は、記載不要です。)

〒 \_\_\_\_\_  
 ご住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_ [今後セミナーメルマガの配信を希望する]  
 [定期セミナー等のご案内(メルマガ登録)について、今後の案内を希望しない

Web 申込 → [こちら](https://n-daiichi-law.gr.jp/cms/form/seminar/) よりお申し込みください! (https://n-daiichi-law.gr.jp/cms/form/seminar/)

※今後 FAX にてのご案内が不要の場合は、ご連絡をいただいたあとはお送りいたしませんので、お手数ですが送付不要のご連絡頂戴できますと幸いです。  
 ※ご記入いただきました情報は、名簿等の作成、セミナーのご案内以外には使用いたしません。なお、ご紹介者の方に、お申し込み状況についてお知らせする場合がございます。

お問い合わせ先/主催: **新潟第一法律事務所** 理事長 和田光弘 担当: 渡辺・萩原・吉崎  
 新潟市中央区新光町 10 番地 2 技術士センタービル I・7 階  
 TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1552 URL:www.n-daiichi-law.gr.jp

弁護士法人  
**新潟第一法律事務所**  
 Niigata Daiichi Law Office  
 (新潟県弁護士会 東京弁護士会 所属)